- 原告の請求を棄却する
- 訴訟費用は、原告の負担とする。 2

事実及び理由

請求

(請求の趣旨)

被告が原告に対して平成15年2月24日付けでした指定統計調査調査票使用承認申請を承認しない旨の処分を取り

(被告の答弁)

主文同旨

事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、昭和55年から平成14年までの指定統計調査である家計調査により収集された家計簿及び世帯票の記載内容のうち、氏名、住所、電話番号及び勤務先の名称を除くものが転写された磁気テープ(以下「本件保存データ」という。)について、統計法15条2項に基づきその使用の承認を申請したが、被告がこれを承認しなかったため(以下「本件不承認処分」という。)、原告が、本件不承認処分は違法である旨主張して、その取消 しを求めた事案である。

前提事実(証拠を掲記しない事実は当事者間に争いがない。)

(1) 当事者

原告

原告は、平成3年に設立された株式会社であり、内外の経済調査及び市場調査などの情報収集提供サービス を主たる業務としている。

被告 被告は、統計法に基づき、指定統計(同法2条)について、その調査票の使用の承認を行う権限(同法15

条)を有している。 (2) 原告は、平成15年1月20日、被告に対し、統計法15条2項に基づいて、指定統計調査たる家計調査(指定統計第56号を作成するための調査)の調査票の使用申請を行った(以下1本件申請」という。甲2)。

原告が本件申請で使用を求めた本件保存データの範囲は以下のとおりである。

名称

昭和55年1月調査分から平成13年12月調査分まで

家計簿及び世帯票(いずれもMO転写分) 平成14年1月調査分から平成14年12月調査分まで 家計簿(2人以上の世帯用)及び世帯票(いずれもMO転写分)

在次 ィ

昭和55年1月調査分から平成14年12月調査分まで(ただし公表分に限る)

ゥ 地域

全国

工 属性的範囲

全世帯(農林漁家世帯を除く)

- 被告は、原告に対し、平成15年2月24日付けで、本件不承認処分をした(甲3)。
- (4) 異議申立て

原告は、同年4月25日、被告に対し、本件不承認処分に対する異議申立てを行った(甲4)が、被告は、同年8月8日付けで、本件異議申立てを棄却する旨の決定を行い(甲5)、原告はこれを同月18日に受領した。 (5) 原告は、同年11月7日、本件訴訟を提起した。 2 統計法(昭和22年法律第18号)の定め

統計法1条(法の目的)

同条は、同法の目的は、①統計の真実性を確保すること、②統計調査の重複を排除すること、③統計の体系を こと、④統計制度の改善発達を図ることであるとしている。 統計法2条(指定統計) 整備するこ

(2)

(2) が間がるとれて行を制制 (2) が間がなる (4) が間がある (4) が間がなる (4) が間がある (4) が間がなる (4) が同じがなる (4) が同じが知らない。 (5) が同じが知らない (4) が

統計法5条(申告義務) (4)

(4) 統訂法5米 (甲百銭份) 同条は、政府、地方公共団体の長又は教育委員会が、指定統計調査における真実性を確保するため、人又は法人に対して申告を命ずることができるとしている。
(5) 統計法7条 (指定統計調査の承認及び実施) 同条1項は、指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に関し、以下に掲げる事項について、あらかじめ総務大臣の承認を得なければならないとしている。
— 日的 事項 節囲 期日及び方法

目的、事項、範囲、期日及び方法 集計事項及び集計方法

結果の公表の方法及び期日

関係書類の保存期間及び保存責任者

経費の概算その他総務大臣が必要と認める事項

同条2項及び3項は、以上の承認を得た後、調査を中止し、又は変更する場合の再承認(2項)及び総務大臣の側からする変更又は中止の要求(3項)を規定している。

統計法13条(実地調査) (6)

一同条は、指定統計調査において、統計調査員等に対し、指定統計調査のため、一定の事項について立入検査等を行う権限を付与している。

(8) 新計法15条

同条1項は、何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならな いとしている

同条2項は、前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない

としている。

(9) 統計法16条 (結果の公表)

同条本文は、指定統計調査の結果は、速やかにこれを公表すべきものとしている。 同条ただし書きは、総務大臣の承認を得た場合には公表しないことができるものとしている。

(10) 統計法 1 9条 (罰則) 同条 1 号は、統計法 5条 や 1 3条の規定による検査を拒み、妨げたり、虚偽の調査資料を提出したり、虚偽陳述をするなどした者等については、6 か月以下の懲役若しくは禁錮又は 1 0 万円以下の罰金に処するとしている。 (11) 統計法 1 9条 0 2 (罰則) 虚偽の調査資料を提出したり、虚偽の

同条1項は、統計調査従事者、統計調査員等が、その職務執行に関して知り得た秘密に属する事項を他に漏ら し又は窃用した場合には、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処するとしている。 争点

原告の主張の概要

統計法15条1項により、「統計上の目的」の使用の場合には被告は調査票の使用を承認しなければならないところ、本件申請は、本件保存データを「統計上の目的」に使用するものであるから、その使用は当然に許されるべきであり、本件不承認処分は違法である(主位的主張)。

であり、本件不承認処分は違法である(王位的王張)。 仮に、本件申請が、同法15条1項の「統計上の目的」とは認められない場合であっても、同条2項の目的外 使用の被告の承認権限における裁量権の範囲は、統計法の規定・解釈、目的(同法1条)や「プライバシー保護の点で 問題がない限り、できるだけ外部に提供し、国民共有の財産として社会全体で活用していくべきである。」との統計審 議会答申(甲10の2・2頁及び3頁)に沿って行われなければならないところ、本件不承認処分は被告の裁量権の範 囲を逸脱・濫用するもので違法である(予備的主張1)。あるいは、本件不承認処分は平等原則に反するもので違法で ある(予備的主張2)

被告の主張の概要

(2) 被告の主張の概要 指定統計を作成するために収集された調査票は、当該作成目的以外に使用してはならないのであり(統計法1 5条1項)、申請者の秘密保護が可能な限り担保されるとともに、使用目的に高度の公益性、すなわち社会全般の共同 利益への積極的な貢献が認められ、その限度で統計調査に対する申告者の信頼をいわば犠牲にすることが正当化される 場合に例外的に、被告の承認と使用公示の手続を経ることを要件として、指定統計を作成する目的以外に使用すること ができ、その判断は、被告の広い裁量にゆだねられるところ、被告は、原告がこれを使用することには高度の公益性が あるとは認められないと判断し、本件不承認処分をしたものであるから、かかる判断は、裁量の範囲内に属し、また原 告のみ不利益に取り扱っているものではないから平等原則にも反せず、本件不承認処分は適法である。 (3) 統計法15条1項の「統計上の目的」の意義(争点①) (原告の主位的主張)

(原告の主位的主張)

(原告の主位的主張) ア 統計法 1 5条 1 項の文言は、「何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。」と定めているのみであって、「当該指定統計調査に使用する目的以外に使用してはならない」とか「第 7 条 1 項により承認された統計目的以外に使用してはならない」とは規定していない。文言の素直な解釈によれば、「統計上の目的」とは、「個々の調査票に記載された事項をそのまま独立して行政上その他の目的のために利用することなく、記載事項を集計して統計を作成する目的」と解される。 イ 統計法に関する立法者意思も統計上の目的を個々の調査票に記載された事項をそのまま独立して行政上その他の目的のために利用することなく、記載事項を集計して統計を作成する目的と解釈していた(甲20)。 また、かつての総理府統計局も、以上のような立法意思にしたがって、統計法を解釈運用してきた(甲2

(被告の主張)

(放日の主張) ア 統計法15条が指定統計調査に関し調査票の目的外使用を禁止しているのは、同法14条の秘密保護の規定 及び調査客体の信頼確保を調査票の使用方法の観点から一段と慎重に規定したものである。すなわち、指定統計調査に より集められた調査票は、指定統計作成の目的で、申告者に申告義務を課し、刑罰を背景に申告を求めたものであり、 申告者が調査票に記入した時点で認識していた使用目的以外の目的で勝手に使用されることは、申告者の信頼を裏切 り、統計調査に対する協力を得られなくし、ひいては統計の真実性を阻害することから、調査票について、その目的外 使用を禁止したものである。

使用を禁止したものである。
 イ 同法7条1項は、指定統計調査を行おうとする場合に、調査実施者が、その調査に関し、あらかじめ総務大臣の承認を得なければならない事項として、調査の目的、調査事項等のほか、集計事項及び集計方法を掲げ、調査票の使用についても、集計事項及び集計方法の承認の中で審査される仕組みを採っているため、調査票の使用は、そこで承認された統計を作成する範囲に限って許されているというべきである。同法15条1項は、この旨を調査票の使用という観点から明確にするために「統計上の目的」以外に調査票を使用することを禁止する旨を規定したものである。そうすると、統計法15条1項にいう「統計上の目的」とは、同法7条1項で承認を受けた調査により当該指定統計を作成する目的をいい、その内容は承認事項により確定されるものと解される(乙10・52頁)。ウェルに対し、原告は、同法15条1項にいう「統計上の目的」とは、記載事項を集計して統計その他を作成する目的をいうと広く解すべきである旨主張する。しかし、同法7条1項は、承認事項として集計事項及び集計方法を掲げ、調査票の使用についても、集計事項及び集計方法の承認の中で審査される仕組みを採っているのであるから、原告の主張する解釈は、同項が特に集計事項及び集計方法を承認事項とした意義を没却するものといわざるを得ず、失当である。(4)本件不承認処分は被告の裁量権の逸脱・濫用に当たるかどうか(争点②)

(4) 本件不承認処分は被告の裁量権の逸脱・濫用に当たるかどうか(争点②)

(原告の予備的主張1)

指定統計調査によって集められた調査票は、国民共有の財産の1つであるから、国民共有の財産を共有者た

る国民が使用できることが原則であること、統計の真実性を確保する趣旨からも公開が原則とされるべきことからすると、調査票の使用は、統計上の目的で、かつ秘密が保護されている場合には、必要性と相当性があれば許されると解される。 ____

開示を求めていたデータは、家計調査票個票そのものではなく、「匿名のアータ(特定の個人の調がしてなる)、「「であるという点を離れた空論でしかない。」また、「みだりに」目的外使用しないという趣旨をもって、「真にやむを得ない場合」という、私人が原則的に一切排除されるような極めて限定的な「高度の公益性」を要すると解釈することには論理の飛躍がある。通常「みだりに」使用しないという意味は、必要性及び相当性がない使用をしないという意味にとどまるのであって、これを超えて「高度の公益性」まで備えた使用を意味するものではないことは明らかである。」で、被告は、公益性判断の内部基準として①行政機関又はそれに準じる機関(以下「行政機関等」という。)との共同で行う研究等の一環として使用する場合、②行政機関等から委託又は補助金を受けて行う研究等の一環として使用する場合、②行政機関の文書が添付されている場合の3つの要件のいずれかを充足する必要があるとしている(以下「本件内部基準」という。)。

「仮に国民の統計調査に対する信頼確保という。)の仮に国民の統計調査に対する信頼確保という。)ののいまれている。

(ア) 内閣府等の行政機関発行の公益性を有する旨の文書を提示していないので公益性がないとの被告の主張

について 被告は、現状では原告の使用目的に公益性があるか否かを判断することができる状態にないことを自認しているところ、「確認」できなかったとは、すなわち、内閣府等の行政機関発行の公益性を有する旨の文書を提示しなかったことを指すとしている。しかし、原告は、本件研究に関わる調査票の使用許可の申請に際して、被告より、内閣府等の行政機関発行の公益性を有する旨の文書を表明している。しかし、原告は、本件研究に関わる調査票の使用許可の申請に際して、被告より、内閣府等の行政機関発行の公益性を有する旨の文書を提示していないことは、申請手続上、当然のことであり、本件研究の公益性の存否とこのような文書を提示していないことは、申請手続上、当份のことであり、本件研究の公益性の存否とこのような文書を提示していないこととの間に何ら関連性がないことは明白である。

(イ) 学術研究として高い価値を有することが高度の公益性に結びつくものではないとの被告の主張についてそもそも原告は、学術研究として高い価値を有することのみをもって高度の公益性を主張するものではないままである。

(ウ) 原告の業務の基礎資料を取得する目的で行われるとの被告の主張について原告は、解客の中心を民間団体においているが、消費経済・日本経済に対する影響力は大きいと自負しており、社会的責任から本件研究を行おうとするものである。本件研究は、統計の真実性に資する研究であることから、こうした研究は、日本全体の消費経済・日本経済関係者に対し、有益である。すなわち、我が国におけるマクロ経済政策の改善・向上に寄与し、経済政策の立案・実行に有益であるし、原告を含めその他の統計的真実を求める他の生活研究主体にとって公益性がないと判断するのは誤りである。

原告が商品として発行する「生活研究所報」に掲載して発表することから、原告の経済的利益と関係が

(上) 原言が同明として記り、 一名の あるという被告の主張について ① 被告は、「生活研究所報」が商品であるから、本件研究が原告の経済的利益の実現を目的とするものである旨主張するが、「生活研究所報」は原則として顧客へ無料配布されるものであり、一般向けには有料で配布していある旨主張するが、「生活研究所報」は原則として顧客へ無料配布されるものであり、一般向けには有料で配布しています。

ある旨主張するが、「生活研究所報」は原則として顧客へ無料配布されるものであり、一般向けには有料で配布しているが、利潤を生むものではないから、事実に反する。
② 被告は、原告が本件研究結果を「生活研究所報」に掲載することをもって、営利のための「宣伝」とするが、原告は、本件研究の成果を「生活研究所報」以外に掲載することを予定していることは本件申請の中で明らかにしたとおりであり、また、研究の成果をできる限り速やかに公表するための手だてとして「生活研究所報」を1つの手段として活用することにしたものであるから、やはり事実に反する。 (被告の主張)

明らかである。

グング したがって、本件保存データの目的外使用について、ひとり原告のみならず、公益実現の担い手である行政 機関等がこれを必要としているとはいえず、結局、社会全般がこれを強く必要としており、高度の公益性があると認め ることはできない。

原告主張に対する反論

オ 原告主張に対する反論 (ア) 原告は、本件保存データの目的外使用による研究の成果が、従来のマクロ経済政策の改善・向上に寄与するものであるから、これには高度の公益性がある旨主張する。 仮に原告の申立てのとおり、本件保存データの目的外使用による研究の成果が、従来のマクロ経済政策の実現・向上に寄与し、我が国における経済政策の立案、実行に有益であることが確認されれば、これには高度の公益性があると認めることができる。 しかし、そのことを確認するに足りる資料は、提示されていない。すなわち、本件保存データの目的外使用による研究の成果が、我が国における経済政策の立案、実行に有益か否かは、旧経済企画庁の所管事務を承継した内閣府等の行政機関が最も的確に判断し得ることであり、仮に原告の申立てのとおりであれば、原告は、内閣府等の行政機関に申請して公益性を有する旨の文書の発行を受け、被告に提示すれば足りるにもかかわらず、かかる文書は提示さ

被告が、経済政策の立案、実行を所管する内閣府等の行政機関の判断を差し置いて、原告の申立てのみに 基づき、本件保存データの目的外使用による研究の成果は我が国における経済政策の立案、実行に有益であると認める ことはできない。

わざるを得ない。

したがって、原告の申立てを前提としても、本件保存データの目的外使用について、高度の公益性がある

きない。

きらに、原告の主たる業務は、内外の経済調査及び市場調査等の情報収集提供サービスであり(乙13)、その中心は、顧客と議論を重ねながら、戦略を立案し、解決策を見出し、よりよい結果が出るまで推進していくカスタムサービスにあるとされている(甲1)。そして、原告がカスタムサービスに関し得意とするテーマの1つに生活研究があり(甲1・6頁)、本件保存データの目的外使用による研究は、まさに原告のいう生活研究であり、その成果が、原告が商品として販売する書籍を通じて発表されることを併せ考えれば、当該研究は、原告の業務の基礎資料を取得するとともに、その業務遂行能力を顧客に宣伝するために行われるものといわざるを得ない。したがって、本件保存データの目的外使用による研究は、原告の利益とは無関係に、独立した学術研究として行われるものとは到底いえず、むしろ、原告の外使用による研究は、原告の利益とは無関係に、独立した学術研究として行われるものとは到底いえず、むしろ、原告の利益の実現を目的とするものというべきである。

本件不承認処分は平等原則に反し違法といえるか(争点③) (5)

(原告の予備的主張2)

(原告の予備的王張2) 原告の調査目的、内容は、甲11に記載された経済学における先行研究と何ら質的に変わらないものである。甲11記載の学者・研究者には調査票を開示しながら、公益性の点でいささかも劣らない原告に対してはこれを拒絶するという本件不承認処分は平等原則に違反し、違法である。 なお、甲11にあげたいずれの論文も、被告が冊子として公表している家計調査年報及び全国消費実態調査に掲載されている類のデータでは分析不可能なものであり、個々の調査対象者の個票等に掲載されている情報を利用して行われている研究であるから個票データを使用して作成されたことは明白である。また、被告が提出した乙14ないし乙18には、原告が挙げた類似先行研究リストの諸論文を執筆した研究者がいずれも調査票の使用者の範囲として申請書に記載されていることに照らすと、原告のいう類似先行研究は、経済学者が調査票の目的外使用の承認を受けて行ったものではないとの被告の主張は事実に反する。 (被告の主張

(被告の主張)

(被告の主張)
原告は、P1氏らの経済学研究者の論文を列挙した上(甲11)、これらは経済学研究者が調査票の目的外使用の承認を受けて行った学術研究の例であり、その研究内容と、本件保存データの目的外使用による研究内容には何らを差異はないから、本件不承認処分は合理性のない不平等な取扱いであり違法である旨主張する。しかし、原告が指摘する学術研究の例(甲11)は、いずれも経済学研究者が調査票の目的外使用の承認を受けて行ったものではないから(乙5ないし乙8、乙14の1、乙14の2、乙15の1、乙15の2、乙16の2、乙16の2、乙17の1、乙17の2、乙18の1、乙14の2、乙15の1、乙15の2、乙16の2、乙16の2、乙17の1、乙1702、乙18の2)、これとの不均衡を理由に本件不承認処分の違法をいう原告の主張はその前提を欠くもので失当である。原告は、調査票の目的外使用に関する各申請書(乙14の1、乙15の1、乙16の1、乙17の1及び乙168の1)中の「調査票の使用者の範囲」欄に、P1氏らの経済学研究者の氏名が記載されていることを根拠として、請書中の「調査票の目的外使用の承認を受けた事実はない旨の被告の主張は誤りである旨主張する。しかし、上記各申中の「調査票の目的外使用の承認を受ける使用主体では、言とは、調査票の目的外使用の承認を受ける使用主体では、言とは、記者等の作者の範囲」欄にいう「使用者」とは、調査票の目的外使用の承認を受ける使用をいている。したがって、P1氏らの経済学研究者の氏名が上記各申請書中の「調査票の使用者の範囲」欄に記載さきものであるとは、同人らが使用主体として調査票の目的外使用の承認を受けたことを意味しないから、原告の主張は失当である。第3 当裁判所の判断

統計法15条1項の「統計上の目的」の意義(争点①)

統計法7条の承認の趣旨

(1) 統計法7条の承認の趣旨 統計法は、指定統計調査を実施するには、①調査の目的、事項、範囲、期日及び方法、②集計事項及び集計方法、③結果の公表の方法及び期日、④関係書類の保存期間及び保存責任者、⑤経費の概算その他総務大臣が必要と認める事項について、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないとしている(7条1項)。これは、指定統計は、国又は地方公共団体が作成する統計のうち、総務大臣が統計体系上必要と認めて公示した統計であり(2条)、国民生活に重要な関係を持ち、基本的な政策決定の基礎資料となるものであることに加え、そのための調査に当たって、被調査者に申告義務を課し(5条)、立入検査等の実地調査が行える(13条)など、他の統計調査にはない特別の公権力の行使が認められており、国民の権利義務に重大な関係があることから、調査の実施に当たっては、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないとされていると解される。
(2) 統計法7条と15条の関係

そして、統計法15条1項は、前記②の集計事項及び集計方法の承認審査の中で審査され、承認された統計を 作成する範囲内に限り当該調査票の使用が許されることを明確にするために、「統計上の目的」以外に調査票を使用す

ることを禁止したものと解される。 したがって、同法15条1項の「統計上の目的」とは、同法7条1項で承認を受けた調査により当該指定統計を作成する目的をいうと解するのが相当である。 (3) 原告主張について

この点、原告は、統計法15条1項は、「統計上の目的以外に使用してはならない」と規定しているのみであ

「当該指定統計調査に使用する目的以外に使用してはならない」とか、「7条1項により承認された統計以外に 使用してはならない」とは規定されていないから、「統計上の目的」とは、統計一般の目的と解すべきである旨主張す

結論 、 ずると、原告の本件申請にかかる本件保存データの使用が同法15条1項の「統計上の目的」に当たらないことは明らかであるから、本件不承認処分が同条1項の解釈を誤るもので違法であるとの原告の主位的主張には理由がな

本件不承認処分は被告の裁量権の逸脱・濫用に当たるかどうか(争点②)(1) 指定統計調査に関する調査票の目

2 本件不承認処分は被告の裁量権の逸脱・濫用に当たるかどうか(争点②)(1) 指定統計調査に関する調査票の目的外使用の禁止(統計法15条1項)の趣旨 統計法1条は、同法の目的として統計の真実性を確保することを掲げているところ、正確な統計が得られるかどうかは、被調査者から正確な回答が得られるかどうかにかかっており、被調査者の協力が必要不可欠となる。 そこで、統計法は、一方において、指定統計調査のために、被調査者に申告義務を課し(統計法5条)、被調査者が申告を命じられた場合に申告をせず、又は虚偽の申告をした場合には刑罰を課す旨規定(同法19条)する一方で、被調査者が安心して申告することができるように、指定統計調査の結果得られた秘密に属する事項については保護する旨規定し(同法14条)、統計調査従事者等が同法14条の守秘義務に違反した場合の罰則を規定するとともに(同法19条の2)、何人も指定統計を作成するために集められた調査票を「統計上の目的」以外に使用してはならない旨規定したものである(同法15条1項)。すなわち、「統計上の目的」に使用するとして被調査者から調査票をあるがら、被調査者の同意もなく「統計上の目的以外」に使用することは、被調査者の信頼を裏切る背信行為であり、ひいるがよるで、では統計行政にとって致命的な打撃となることがでような事態を防止するために、「統計上の目的以外」の目的のために調査票を利用することを原則として禁止したのが統計法15条1項の趣旨であると解される。 (2) 統計法15条2項の目的外使用の承認の要件

統計法15条2項の目的外使用の承認の要件

目的外使用の承認の趣旨

・ 日間が医用の承認の歴目 統計法15条2項は、指定統計調査に関する調査票の目的外使用を禁止する同条1項を受けて、「前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。」と規定し、指定統計調査に関して、総務大臣の承認と使用目的の公示の手続を経ることを要件として、調査票の目的外使用を例外的に認めてい

これは、被調査者が安心して真実を申告することができるためには、指定統計調査に関する調査票の目的外使用は原則として認めないこととし、ただ、指定統計調査によって集められた調査票は、国民共有の財産の1つであり、一定の条件のもとでは、それらの有効活用を図ることが、国民の負担を軽減し、かつ積極的に公益に資する場合があると考えられたため、例外的に調査票の目的外使用を認めたものであると解される。

イ 目的外使用の承認の判断基準 既に説示したとおり、統計法が、指定統計調査に関する調査票の目的外使用は原則として認めないという建前の下に、調査対象者に申告義務、真実陳述義務等を課した上で、その秘密にわたる事項についても調査を行うという制度を採用していることや、調査票の目的外使用を行う者については、一般的な秘密保護義務を課しているのみであって(統計法14条)、その違反に対して制裁を科することは予定されていないことなどの事情に照らしてみると、調査票の目的外使用を承認するためには、調査対象者の秘密が保護されることが十分に担保されているとともに、その目的外使用が、真にやむを得ない高度の公益上の必要性に基づくものであることを要するものというべきであるが、これらの判断に当たっては、専門的観点からの判断が立たとなどの点を併せ考えると、目的外使用を承認するためには、専門的観点からの小断がである上に、統計法15条2項外使用を承認を行うかどうかについては、被告の広汎な裁量が認められているのであって、その判断(特に、不承認の判断)が違法とされるのは、事実の基礎を欠くとか、社会通念上著しく妥当性を欠くなど、その裁量権行使に逸脱、濫用があった場合に限られるものというべきである。

プペラである。 そして、被告においては、裁量権行使の基準として、「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領(乙11・162頁)を定め、調査票の使用が申告者の秘密保護に欠けることがなく、かつ、その使用が公益性の高いものであると認められる場合に承認を与えることとし、更にこれを具体化する運用上の基準として、民間人等が使用する場合にあっては、①行政機関等との共同で行う研究等の一環として使用する場合、②行政機関等から委託又は補助金を受けて行う研究等の一環として使用する場合、③当該使用が公益性を有する旨の行政機関の文書が添付されている場合のいずれかに該当する場合には、公益性の高い使用であると認める旨の本件内部基準を定め、同基準により判断しているところであるが、このような基準にも一応の合理性が認められるものというべきである。ウ原告の主張についてこれに対し、原生は、①世史統計調本によって集められた。

これに対し、原告は、①指定統計調査によって集められた調査票は、国民の共有財産であり、統計の真実性を確保するという趣旨からも公開されるのが原則であると考えるべきであるから、申請者に必要性と相当性があれば、

調査票の目的外使用の承認は認められるべきであるとした上、②本件内部基準は、民間の公益的役割を不当に軽視するものであって、今日の国内情勢や、国際的な趨勢に照らし、到底維持できるものではないにもかかわらず、この基準を形式的に適用したの本書を記しているので、この主張について判断する。

用することはできない。 (イ) ②の主張について

結論

すると、原告の本件申請は、行政機関とは無関係に独自の統計を作成するための資料として本件保存データを使用するというものであるから、被告が本件内部基準により本件保存データの目的外使用の承認をすることができないと判断したことには被告の裁量権の逸脱・濫用した違法があるとは認められず、原告の予備的主張 1 には理由がな

本件不承認処分が平等原則に違反するかどうか (争点③) 原告は、P1氏らの経済学研究者の論文を列挙した上(①P1(1986)で始まる例、②P2・P3・P4(

1986)で始まる例、③P5(1992)で始まる例、④P1(1995)で始まる例、⑤P5・P6(1996)で始まる例。⑥P7 and P8(1998)で始まる例。甲11)、これらは経済学研究者が調査票の目的外使用の承認を受けて行った学術研究の例であり、その研究内容と本体伝統テープの目的外使用による研究内容に何ら差異がないから、本件不承認処分は平等原則に反し違法である旨主張している。しかし①及び②については、統計法15条2項の目的外使用の承認を受けた使用主体は経済企画庁経済研究所、長であり、P1、P2、P3、P4の各氏は使用主体の指揮監督の下で作業を行う調査票の使用者であること(乙14の1、乙14の2)、③については、目的外使用の承認を受けた使用主体は経済企画庁長官であり、P5氏は上記と同様に調査票の使用者の表ること(乙15の1、乙16の1、乙16の2)、⑤については、目的外使用の承認を受けた使用主体は終済企画庁民間を受けた使用を受けた使用主体は総務庁長官であり、P5氏は上記と学長の使用者に記と同様に調査票の使用者であること(乙16の1、乙16の2)、⑥については、目的外使用の承認を受けた使用主体は総務庁長官であり、P7氏は上記と同様に調査票の使用であること(乙18の1、乙17の2)、⑥については、目的外使用の承認を受けた使用主体は総務庁長官であり、P7氏は上記と同様に調査等の使用であることには理由がない。との下は、同告の予備的主張2には理由がないから、これらの例との不均衡を理由に本体内が違法であるとする原告の予備的主張2には理はがない。より、218分ではないからを使用ではないからが、独自にあるとする原告の予備的主張2には理まがの違いではないから。と、第一次ではないからが、独自にあるとする原告の予備的主張2には理まであるとではないから、これらの例との不均衡を理由に本めが違法であるとも、第一次であるいは、目に関げたいると主張するが、甲11に掲げた論文が、目的外使用の承認を受けた行政機関とは別個に、かかる主張には理まがないます。

由がない。 第4 結論

37 以上によれば、原告の請求には理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条の規定を適用して、主文のとおり判決する。 東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官	鶴	岡	稔	彦
裁判官	古	田	孝	夫
裁判官	潮	海	=	郎